

3 校内連携による食に関する指導

「学校給食法」の改正により、法の目的に「学校における食育の推進」が掲げられています。これは教育活動全体を通じて学校における食育の更なる推進を図ること、全教職員がそれぞれの立場で「食育」に取り組むことが必要であることを示しています。

今後は、学級担任や栄養教諭、学校栄養職員のみならず、養護教諭や家庭科、保健体育科教諭、場合によってはスクールカウンセラーとも連携して食育の推進にあたることが大切です。

また、学校医や主治医といった医療機関や地域の保健センター、行政機関などとも連携を図っていくことが、学校における食育の推進には欠かせないことです。

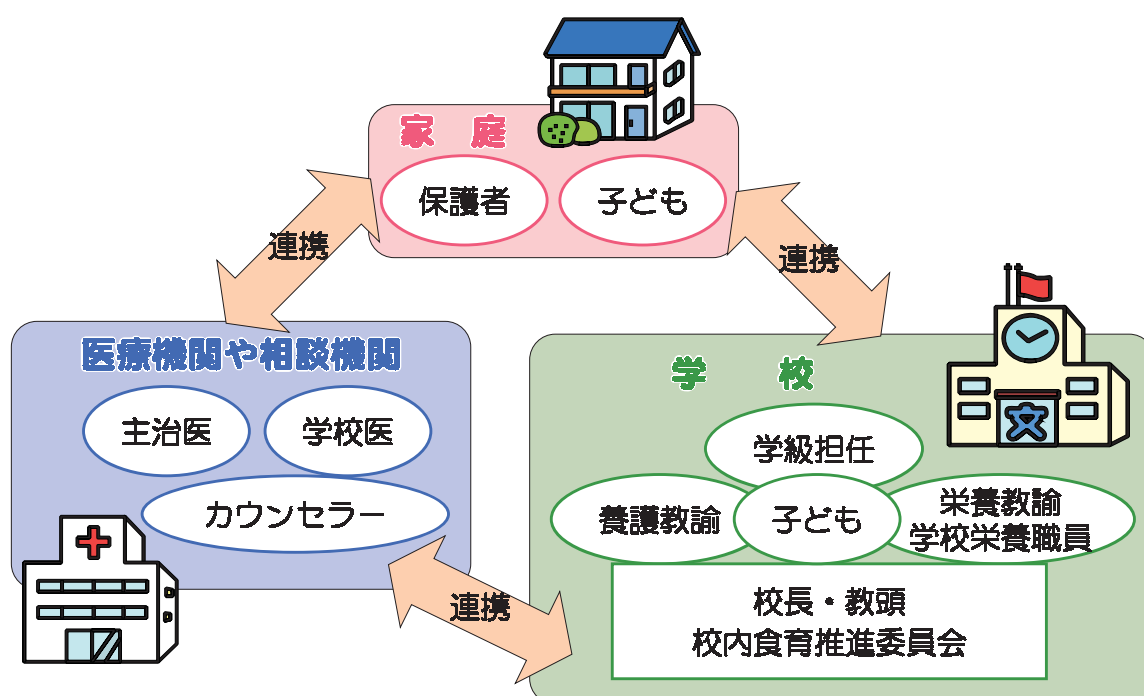
食に起因する健康課題については、教科等での一斉指導のほか、各家庭の状況にも配慮し、個別的な指導が必要である場面も生じます。個別指導を実施するにあたっては、校内組織を利用してチーム支援を心掛け、学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭などが連携した取組が大切です。

個別的な指導を行う場合は、子どもの実態や家庭状況を十分踏まえ、できることから具体的に段階を追って指導するよう配慮します。

「わかる」ことから「できる」ことへと変化させるためには、まず子ども自身に取り組む意欲を持たせ、目標を持って自分でコントロールできるような方法を工夫することが重要です。

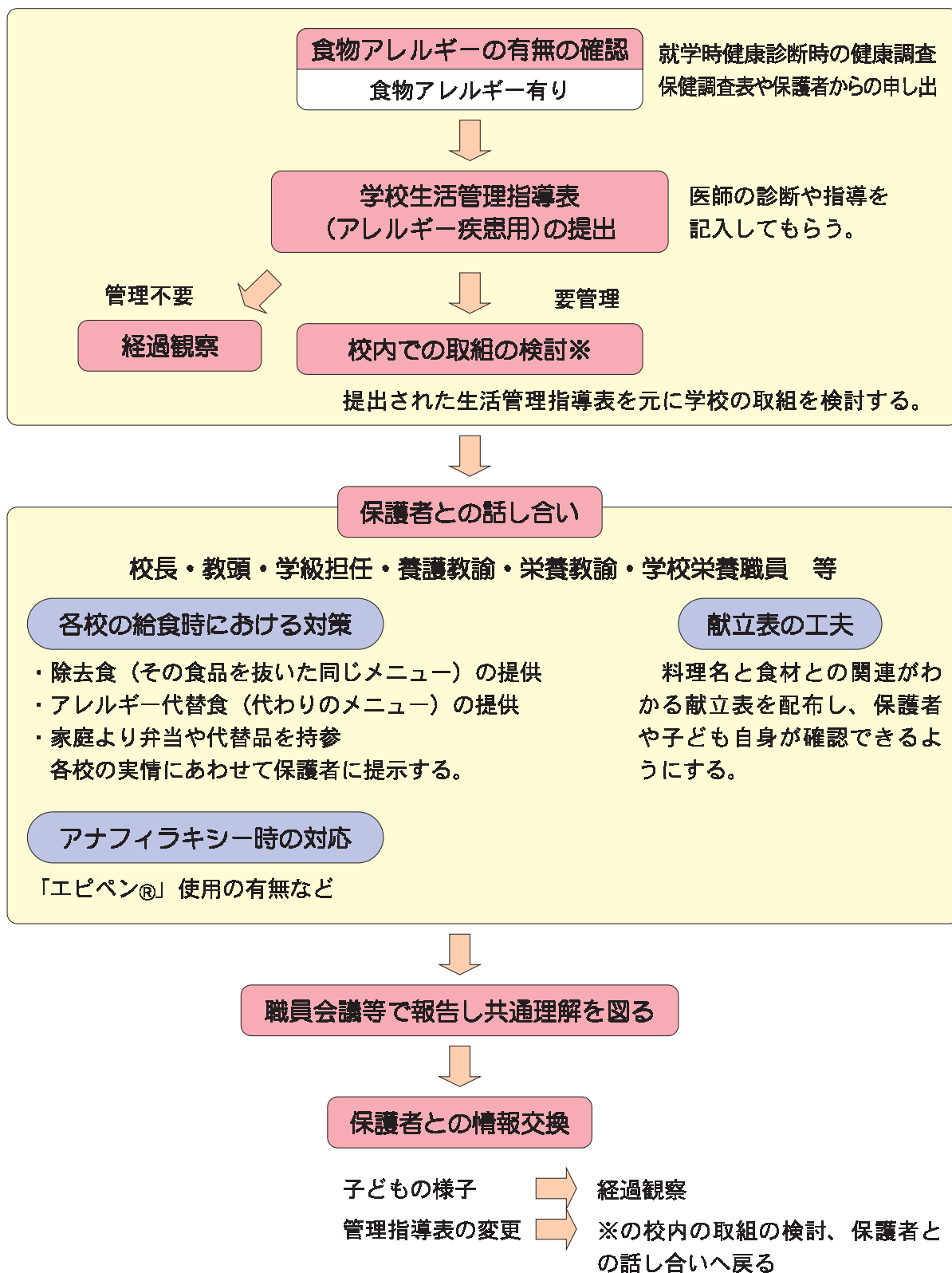
さらに、指導を行った後は必ず評価を行います。思ったような結果が出なくても、子どもが挫折感を感じないよう配慮しながら評価を行うことにより、次の指導につなげることができます。

いずれの個別指導も、子どもの心に十分配慮しながら行うことが最も大切です。



(1) 校内連携による個別的な相談指導

ア 食物アレルギーをもつ子どもへの対応例



食物アレルギーは命にかかわることもあるので、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握して、適切な対応が行えるように、教職員全員が情報を共有し、全校体制で取り組むことが大切です。

小学校の場合は、就学時健康診断や入学説明会などで説明し、対象の子どもを就学前に把握しておきます。

また、保護者の同意の上で、幼稚園・保育園から小学校へ、小学校から中学校へ申し送りをするなど学校間の連携を配慮することも重要です。

静岡県教育委員会におけるアレルギー疾患の児童生徒への対応は、医学的な根拠に基づく取組が各学校においてなされることを目的に日本学校保健会が示した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を踏まえ、平成22年度から静岡県版「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下管理指導表という）を用いて行うことになりました。

学校は、これに記載されている原因食物や学校生活上の留意点等を把握し、実際の取組につなげていきます。

この管理指導表には、健康にかかわる重要な個人情報に記載されているので、学校は取り扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが対応できるよう情報共有することを保護者に説明し、同意を得ることが重要です。

また、管理指導表は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、保護者に毎年提出を求めることとなっています。

アドレナリン注射薬（エピペン®）の処方を受けている場合は、本人が自己注射ができない場合もあることから、養護教諭や学級担任だけでなく、その他の教職員も使い方を学ぶ必要があります。

アレルギー疾患を持つ子どもたちの学校生活をより安全・安心なものとするために適切な管理や配慮を今後推進していくことが求められています。

参考：財団法人日本学校保健会発行「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年発行）

イ 肥満傾向の子どもへの指導

肥満傾向を把握するときには、発育曲線や身長別標準体重から計算される肥満度を参考にします。また、体重や肥満度だけでなく、体格・皮下脂肪・食習慣・運動習慣などを総合的に判断します。

肥満傾向の子どもは、体重や体格を気にしますので、個別指導はプライバシーに配慮して行い、本人や保護者と連絡を密に取りながら指導を進めていきます。

また、個別指導は、子ども自身が自分の課題を把握し、自分で目標を決め、自分でコントロールできるような生活を送るために行うものです。子ども自身が取

り組む意欲を持続することができるよう、生活点検カードを活用したり、興味があることと関連づけて指導したりするなどの手だてを工夫することが大切です。

さらに、過剰なカロリー摂取にならないような食品の選び方、食事のとり方を工夫する力をつけることも重要です。面談の他に、プリントを定期的に渡したり、教諭とノートを交換したりするという方法もあります。

保護者との面談は、授業参観や個人面談の後などの機会を利用することができます。保護者の考えを十分に聞きながら、具体的な提案をすることが大切です。また、保護者に食事の工夫をアドバイスする場合には、負担を感じさせないように配慮します。

ウ 偏食傾向の子どもへの指導

まず、学級担任が様々な機会を通して好き嫌いの有無を把握することから始まります。子どもへの個別指導は、給食時に行うのが通例です。

栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭が給食時に教室へ行き、学級担任と協力して行うこともできます。この場合は、該当する子どもへの支援はもとより、周りの子どもたちへの指導も必要です。

小学校低学年の子どもの場合は、食べた経験のないものを避ける傾向があります。この傾向への対応としては、「一口食べる」ことを勧めることから始めますが、個別的な指導を行うことが、子どもに負担を感じさせることのないよう配慮します。

小学校中学年からは、教科等の時間で食に関する指導を行い、子どもたちが食への関心を高めたり、食べ物の大切さを身に付けたりする中で、自分を振り返る活動を通して、自分自身の問題として捉えます。

家庭での協力を得るためには、給食試食会や個人面談、授業参観などの機会を利用して、苦手な食べ物を調理する際の工夫を伝えるなどの方法があります。給食だよりや保健だよりなどで情報を提供することも有効です。

極端な偏食による健康障害がみられる場合（痩せすぎ、貧血など）は、医療機関と連携して、保護者に受診を勧める必要があります。

また、小学校高学年以降の子どもで、少食傾向と体重が著しく減少している状態が長く続く場合も、医療機関や相談機関に受診を勧める必要があります。（発育曲線を描くことで早期に見つけることができます）

さらに、特別支援教育の観点から、嗅覚や味覚過敏の子どもへの配慮も、保護者と十分に連携を図りながら、個別に行っていくことが望まれます。

いずれの場合も、校内組織、家庭、医療機関が連携を密にとって進めていくことが重要です。

(2) 校内連携による様々な指導の取組

ア 学校保健委員会による取組

食に関する指導は、様々な教育活動の場で展開することができます。家庭や地域との連携を図る「学校保健委員会」で食に関する指導を取り上げることも効果的です。

A中学校では 保健委員の生徒が食生活の実態を調べて発表し、提案したことについて話し合いました。B小学校では、クラス対抗で食のクイズをしながら、食について保護者とともに学び合いました。



学校保健委員会での提案を実践に結びつけたり、全校や地域に広がる活動につなげたりするなど、その後の取組が大切になってきます。

イ 児童生徒委員会活動の取組

食に関する啓発活動を児童生徒委員会で行うことは、給食や食に対する関心を高めるきっかけになります。C中学校では、残食を少なくするために保健委員会の生徒が「食べ物の旅」という劇を保健集会で行い、残食を少なくするよう呼びかけました。

また、学校給食週間を利用して、給食の歴史や給食ができるまでの紹介などを行うことで、給食に対する理解や感謝の心を育てることもできます。給食時の校内放送で食べ物の紹介をすることも食に関心を持たせる方法のひとつです。

ウ クラブや部活動での取組

家庭科クラブなどで実際に料理を作ること以外にも、例えば、実験クラブでお菓子に入っている油の量を調べたり、糖度計を使って砂糖の量を調べたりすることもできます。子どもたちの活動を通して食に対する認識を深めることができます。

運動部に所属している子どもたちへの食に関する指導を行うこともあります。体を作るだけでなく、けがや障害の防止とも関係してきます。また、疲労回復のための栄養のとり方や、運動中の水分補給の指導も必要になってきます。

エ 保健室での取組

発育測定は子どもの成長発達の大きな目安になります。そこから浮かび上がる子どもそれぞれの健康課題は「食」とも大きく関係しています。就寝時間などの生活習慣の乱れや心の問題とも密接につながっているので、養護教諭も様々な教育活動の場面で食に関する指導を行っています。担任とのＴＴの授業、保健日より、掲示物などの保健指導だけでなく、保健室での子どもとの関わりの中で、食に関する個別的な指導がその都度行われています。